

2020年5月26日

滋賀県企業庁長 河瀬 隆雄 様

日本共産党滋賀県議会議員団

団 長 節木 三千代

日本共産党滋賀県地方議員団

団 長 節木 三千代

新型コロナウイルス感染対策として「水道水供給事業」に関わる水道料金の減額措置について（要請）

新型コロナ感染拡大防止の緊急対策として政府が実施してきた「緊急事態宣言」が解除され各地で経済活動の再開がみられます。しかし、一方で県内でもコロナ感染の再発や新たな感染が続くなど引き続き感染防止対策の継続が重要となっています。

同時に、この数か月間の経済活動の「自粛や休業要請」によって、県民の暮らしと中小企業・個人事業者の経済・経営状況が深刻な事態に追いやられています。

「緊急事態宣言」が解除されても、この間の外出自粛や休業要請による暮らしや営業に対する打撃は大きく、自営業者やフリーランスからは「国の持続化給付金は、売上5割減が対象、2から3割減でも深刻な事態は変わらない」「昼も夜も来客がないテイクアウトで凄い」など厳しい経営の実態の声が寄せられています。

県は、こうした事態を受けて、この5月・6月を新型コロナウイルス感染対策支援強化月間として取り組みを重視して経済・雇用対策を打ち出していますが極めて不十分です。

こうした中で県内の市・町から様々な地域経済と暮らしの支援策が打ち出され、少なくとも市・町が「水道料金の引き下げ」や「減免、減額・納付の猶予」などを実施していますが、市・町のコロナ関連対策に要する財政負担は少なくありません。

こうしたことから市・町の新型コロナ感染に関わる暮らし、経済対策を滋賀県企業庁として支援するために下記の事項にありますようにm市・町へ供給されている水道水の料金引き下げ・減免・減額の措置を講じて頂くよう要請するものです。

記

1. 滋賀県企業庁の水道水供給事業に係る水道水を購入している市・町に対して水道水料金の減額措置を講ずること。
2. 地域経済と県民の暮らしに多大な困難を生じ、さらに今後も、こうした経済困難の打開に要する期間、少なくとも3か月以上にわたり基本料金等の減額措置を講ずること。

以上